

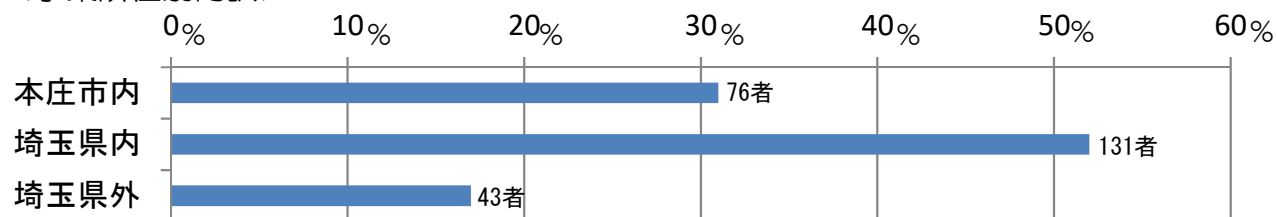
指定給水装置工事事業者制度の改正 (更新制導入)に伴う対応について

- 工事を適正に行う指定事業者の資質の保持や実態との乖離の防止を図るため、改正水道法に指定事業者の更新制(5年)を規定 <令和元年10月1日施行>
- 指定の有効期限が従来の無期限から5年間となり、指定事業者は5年ごとの更新手続きが必要
- 更新時期の平準化を図るため、法令の規定により、既存指定事業者は、指定を受けた日によって初回の更新時期が異なる

2 指定給水装置工事事業者の概要

- 本庄市の指定給水装置工事事業者の数は250者<令和2年1月末現在>

<事業所在別内訳>



- 既存の更新対象指定事業者は毎年度30から60者程度

指定を受けた日	初回更新までの指定有効期間	更新対象事業者数
平成11年3月31日以前	令和2年9月29日まで	62者
平成11年4月1日～平成15年3月31日	令和3年9月29日まで	53者
平成15年4月1日～平成19年3月31日	令和4年9月29日まで	30者
平成19年4月1日～平成25年3月31日	令和5年9月29日まで	45者
平成15年4月1日～令和元年9月30日	令和6年9月29日まで	60者

3 条例・市規程の改正(更新手数料新設等)

「本庄市給水条例」の改正

…令和元年市議会第四回定例会議決

→指定の更新制を規定、更新手数料を新設、新規指定手数料を改定

- 「本庄市指定給水装置工事事業者規程」も併せて改正
→改正水道法に規定された「指定の申請、基準に係る規定を指定の更新に準用」といった内容を規定
- 手数料は当該事務に要する人件費・経費を基に算定
→人件費＋需用費＋役務費＋その他経費で積み上げ

	新規・見直前	新規・見直後
更新手数料	—	10,000円(新設)
新規指定手数料	20,000円	10,000円(見直し)

4 更新申請手続き

- 法令の経過措置で有効期限を割り振られる各更新対象事業者に、受付開始の1か月前に更新手続き案内を送付
＜該当年6月＞
- 初回更新の指定有効期間の3か月前から2か月間で更新申請を窓口及び郵送により受付、随時審査
＜該当年7～8月＞
- 初回更新の指定有効期間の1か月前までに手数料納付に係る納入通知書を送送
＜該当年8月末＞
- 初回更新の指定有効期間までに納入を確認し事業者証を送送
＜該当年9月30日以降＞

